

令和5年度

第2回岩手県感染症連携協議会

日 時 令和5年11月22日(水)

17:00～18:00

場 所 オンライン開催 (Zoom)

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 協議事項

ア 岩手県感染症予防計画について(資料1、2)

イ 盛岡市感染症予防計画について(資料3)

ウ 岩手県蚊媒介感染症対策行動計画について(資料4)

(2) その他

今後のスケジュールについて(資料5)

4 閉 会

第2回岩手県感染症連携協議会 出席者名簿

No.	所属機関名等	職名等	氏名	備考	出席区分
					WEB
1	岩手県医師会	常任理事	小瀬川 玄		○
2	岩手医科大学附属病院	内科学講座呼吸器内科分野 特任准教授/感染制御部 部長	長島 広相		○
3		救急・災害・総合医学講座 災害医学分野 教授	眞瀬 智彦		○
4	国立病院機構盛岡医療センター	院長	木村 啓二		○
5	盛岡市立病院	院長	加藤 章信		○
6	岩手県医療局	中央病院長	宮田 剛		○
7	盛岡市	盛岡市保健所所長	矢野 亮佑		○
8	岩手県保健所長会	奥州保健所所長	星 進悦		○
9	岩手大学	農学部共同獣医学科 助教	山崎 朗子		○
10	岩手県立大学	総合政策学部 准教授	千國 亮介		○
11	岩手県市長会	宮古市長	山本 正徳		○
12	岩手県町村会	紫波町長	熊谷 泉		欠席
13	岩手県獣医師会	会長	佐々木 一弥		欠席
14	岩手県消防長会	会長	米澤 正幸	代理出席：盛岡地区広域消防組合消防本部 消防長 瀬川 浩記	○
15	岩手県予防医学協会	専務理事・呼吸器内科部長	武内 健一		○
16	岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会	会長	内舘 憲二		○
17	岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会	会長	松田 賢雄		欠席
18	岩手県教育委員会	教育局長	菊池 芳彦		○
19	岩手県環境保健研究センター	保健科学部長	佐藤 直人		○

【県側出席者】

No.	所属	職名等	氏名	備考	出席 区分
					WEB
1	保健福祉部	企画理事兼保健福祉部長	野原 勝		○
2		医療政策室長	吉田 陽悦		○
3		医療政策室医療企画監	高橋 宗康		○
4		医療政策室感染症課長	木村 真智		○
5		主任主査	佐々木 琢磨		○
6		主任主査	阿部 太樹		○
7		主任	岸根 健太		○
8		主任	山口 碧		○
9		主事	佐々木拓也		○

岩手県感染症予防計画について

令和5年11月22日

令和5年度第2回岩手県感染症連携協議会資料

感染症予防計画の法的な位置づけ

【感染症予防計画】

○ 感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律第10条第1項に基づく「**感染症の予防のための施策の実施**」に関する計画

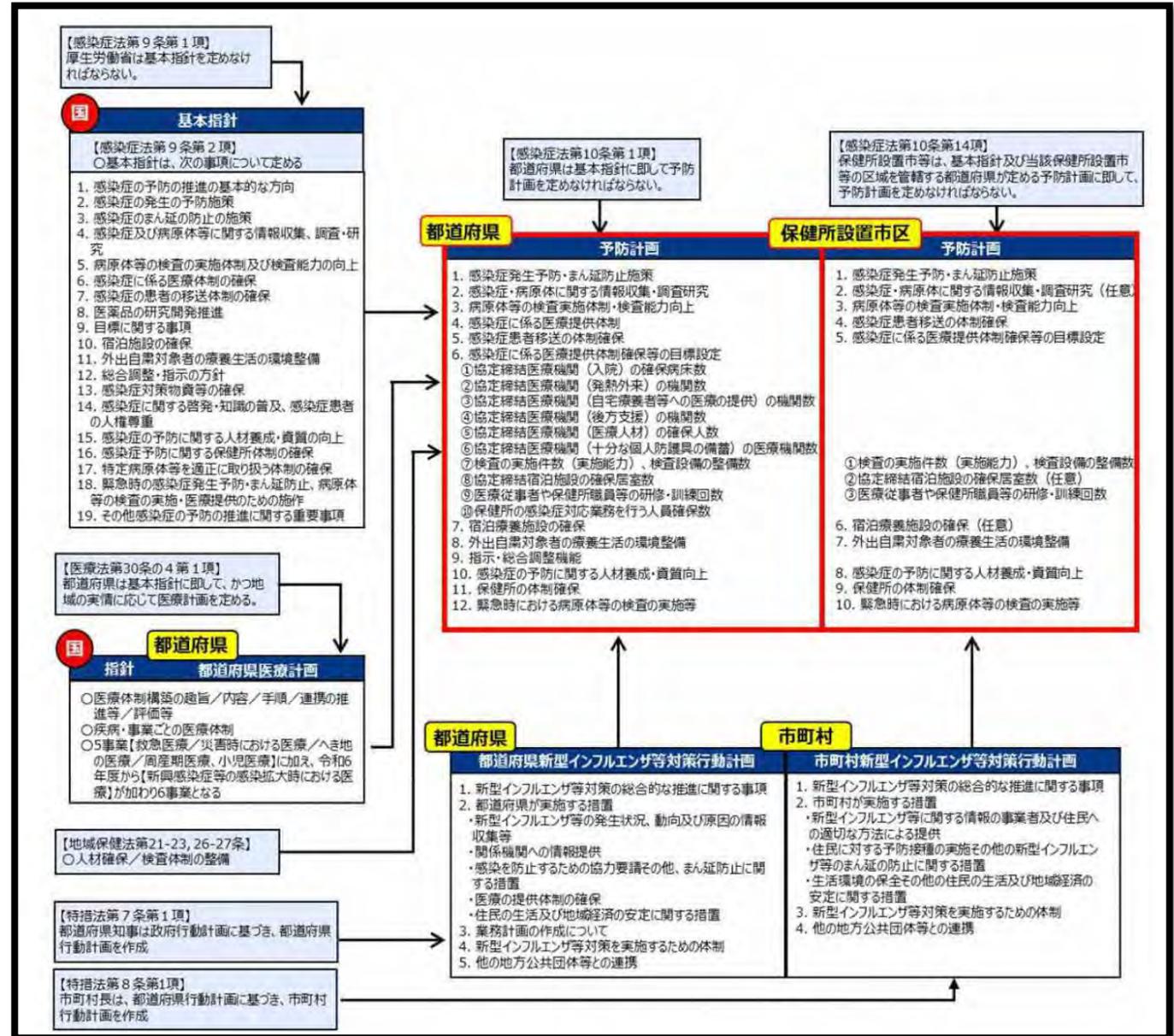
○ 感染症予防計画は、国が策定する「**感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針**」に即して、**都道府県等が策定する。**

○ 地域保健法、医療法、新型インフルエンザ特措法等に基づき策定する**県計画等との整合性を確保**する必要がある。

(例：岩手県保健医療計画、岩手県結核予防計画、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画等)

○ **保健所設置市においても、都道府県の感染症予防計画と整合性を担保した感染症予防計画を策定する。**

○ 予防計画の策定等の際は、**都道府県連携協議会で協議**を行う。



岩手県感染症連携協議会及び部会の設置について

- 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する**施策を総合的に推進するため設置**
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年号外法律第114号）第10条の2第1項に規定されている**都道府県連携協議会としての位置付け**

(1) 岩手県感染症連携協議会

【所掌事務】以下の協議等

- ・ 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための諸施策の推進に関すること。
- ・ 感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報に関すること。
- ・ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条に定める臨時の予防接種の実施に関すること。
- ・ 予防接種法に規定する疾病に係る予防接種による健康被害の防止に関すること。
- ・ その他感染症予防対策の推進に関し、必要な事項。

(2) 岩手県感染症対策部会（専門部会）

【所掌事務】**新興感染症**に係る以下の協議等

- ・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関すること。
- ・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上に関すること。
- ・ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関すること。
- ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関すること。

(3) 岩手県感染症医療体制部会（専門部会）

【所掌事務】**新興感染症**に係る以下の協議等

- ・ 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関すること。
- ・ 感染症の患者移送のための体制の確保に関すること。
- ・ 宿泊施設の確保に関すること。
- ・ 新感染症外出自粛対象者等の療養生活の環境整備に関すること。
- ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関すること。

岩手県感染症連携協議会の感染症予防計画協議区分

No.	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針	予防計画 記載項目	所掌事項の協議区分		
			感染症 連携協議会	感染症対策 部会	医療体制 部会
1	感染症の予防の推進の基本的な方向	(任意)	○	○	○
2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項	○	○	○	—
3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	○	○	○	—
4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	○	○	○	—
5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○	○	○	—
6	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	○	○	—	○
7	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	○	○	—	○
8	感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	(対象外)	—	—	—
9	感染症に係る医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る目標に関する事項	○	○	○(疫学調査等)	○(医療体制等)
10	宿泊施設の確保に関する事項	○	○	—	○
11	外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	○	○	—	○
12	総合調整又は指示の方針に関する事項	○	○	—	○
13	感染症対策物資等の確保に関する事項	(任意)	○	—	○
14	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	(任意)	○	○	—
15	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	○	○	○	—
16	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	○	○	○(疫学調査等)	○(医療体制等)
17	特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	(対象外)	—	—	—
18	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策	○	○	○(疫学調査等)	○(医療体制等)
19	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	(対象外)	—	—	—

岩手県感染症予防計画の改定経過

骨子案

1 策定の手続に関する説明

- 岩手県感染症連携協議会 : 第1回岩手県感染症連携協議会(令和5年6月19日)
- 岩手県感染症医療体制部会 : 第1回岩手県感染症医療体制部会(令和5年6月19日)
- 岩手県感染症対策部会 : 個別に構成員に説明

2 計画指標に対する意見照会

- 岩手県感染症医療体制部会及び岩手県感染症対策部会(令和5年8月9日~8月23日)

素案

3 計画指標の確認

- 岩手県感染症医療体制部会 : 第2回岩手県感染症医療体制部会(令和5年9月26日)
- 岩手県感染症対策部会 : 第1回岩手県感染症対策部会(令和5年10月3日)

4 計画(素案)に対する意見照会

- 岩手県感染症医療体制部会及び岩手県感染症対策部会(令和5年10月16日~10月27日)

中間案

5 計画(中間案)の部会での確認

- 岩手県感染症医療体制部会 : 第3回岩手県感染症医療体制部会(令和5年11月15日)
- 岩手県感染症対策部会 : 第2回岩手県感染症対策部会(令和5年11月15日)

6 計画(中間案)の連携協議会での確認

- 岩手県感染症連携協議会 : 第2回岩手県感染症連携協議会(令和5年11月22日)

最終案

7 計画(中間案)のパブリックコメント・関係団体等からの意見照会

- パブリックコメント(令和5年11月下旬~12月下旬)
- 関係団体からの意見照会(令和5年11月下旬~12月下旬)

8 計画(最終案)の連携協議会での確認

- 岩手県感染症連携協議会 : 第3回岩手県感染症連携協議会(令和6年1月中旬)

9 計画の改定(令和6年3月)

岩手県感染症予防計画（改定案）の構成

第1部 総論

- 第1章 総則
- 第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策
- 第3章 感染症に係る医療提供体制
- 第4章 総合調整又は指示の方針
- 第5章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
- 第6章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究の推進
- 第7章 感染症に関する人材の養成及び資質の向上
- 第8章 感染症及び予防に関する保健所の体制の確保
- 第9章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重
- 第10章 特定病原体等を適正に取扱う体制の確保
- 第11章 その他の感染症の予防の推進

(従来)岩手県感染症予防計画

○ これまでの「岩手県感染症予防計画」に記載していた内容について、**国の基本指針の改定を踏まえ、更新したものを。**（大幅な修正なし）

→ 従来の「**岩手県感染症予防計画**」の**様式を採用**するもの

第2部 新興感染症各論

- 第1章 新興感染症に係る対応
 - 第1 入院医療体制
 - 第2 外来医療体制
 - 第3 自宅療養者等への医療提供体制
 - 第4 後方支援体制
 - 第5 医療人材の派遣
 - 第6 個人防護具の備蓄
 - 第7 入院等搬送調整及び患者の移送
 - 第8 検査体制の整備
 - 第9 宿泊施設の確保
 - 第10 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練
 - 第11 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保
- 第2章 計画の指標

(新規)岩手県感染症予防計画

○ 新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、**国の基本指針により項目が新規追加されたもの。**

○ 「岩手県保健医療計画」の「**新興感染症**」の部分を兼ねるもの

→ 「岩手県保健医療計画」の様式を採用するもの

岩手県感染症予防計画（改定案）の構成

岩手県感染症予防計画（現行）	岩手県感染症予防計画（改定案）	国の基本指針の該当項目
第1部 総論		
第1章 総則	第1章 総則	1 感染症の予防の推進の基本的な方向
第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	
第1 感染症の発生予防対策	第1 感染症の発生予防対策	2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第2 感染症のまん延防止のための施策	第2 感染症のまん延防止のための施策	3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	5 原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第3章 感染症に係る医療提供体制	第3章 感染症に係る医療提供体制	
	第1 感染症に係る医療を提供する体制の確保	6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第2 感染症の患者の移送のための体制の確保	7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
	第3 宿泊施設の確保	10 宿泊施設の確保に関する事項
	第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	11 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
	第5 感染症対策物資等の確保	13 感染症対策物資等の確保に関する事項
	第4章 総合調整又は指示の方針	12 総合調整又は指示の方針に関する事項
第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	第5章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	18 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策
第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	第6章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
第6章 感染症に関する人材の養成と確保	第7章 感染症に関する人材の養成と確保	15 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
	第8章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第7章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	第9章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	14 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第8章 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	第10章 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	17 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
第9章 その他の感染症の予防の推進	第11章 その他の感染症の予防の推進	19 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
第2部 新興感染症各論		
	第1章 新興感染症に向けた県の対応	
	【新型コロナウイルス感染症の経過】	
	第1 入院医療体制	6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第2 外来医療体制	6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第3 自宅療養者等への医療提供体制	11 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
	第4 後方支援体制	6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第5 医療人材の派遣	6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第6 個人防護具の備蓄	6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
	第7 入院等搬送調整及び患者の移送	7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
	第8 検査体制の整備	12 総合調整又は指示の方針に関する事項
	第9 宿泊施設の確保	5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
	第10 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練	10 宿泊施設の確保に関する事項
	第11 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT	15 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
	第2章 計画の指標	16 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
		9 感染症に係る医療を提供する体制の確保・まん延防止措置に必要な体制確保に係る目標に関する事項

新規追加・修正箇所は赤色

岩手県感染症予防計画（中間案）の概要

「第1部 総論」の概要

- ※ 第1部は、従来の計画に「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正部を追記
- ※ 新興感染症に関する詳細は第2部に記載

【主な新規追加項目】

第1章 総則

- ・ 岩手県感染症連携協議会を通じた岩手県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）の実施状況の検証
- ・ 保健所設置市の予防計画の策定段階からの県と連携した感染症対策の実施
- ・ 市町村の役割として、県の施策への協力と住民に身近な立場からの感染症の発生とまん延防止
- ・ 医療機関や薬局の役割として、国又は地方公共団体の施策への協力

第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

- ・ 新興感染症発生時の県から市町村長への協力の求める場合の患者数及び患者の居住地域等の情報の提供
- ・ 積極的疫学調査の実施の際の丁寧な説明
- ・ 新興感染症発生時に備えた、県と民間検査機関等との検査措置協定の締結

第3章 感染症に係る医療提供

- ・ 県と医療機関、薬局等との医療措置協定の締結（入院、外来、自宅療養、後方支援、人材派遣、PPEの備蓄）
- ・ 患者の移送に係る役割分担の協議及び協定の締結並びに移送訓練や演習等の定期的な計画と実施
- ・ 県と民間宿泊事業者等との宿泊療養に係る措置協定の締結
- ・ 外出自粛対象者の健康観察や生活支援の体制の確保
- ・ 県及び保健所設置市による高齢者施設での感染のまん延防止に係る助言体制の確保
- ・ 新興感染症の汎流行時に備えた県等による個人防護具の備蓄又は確保の務め

第4章 総合調整又は指示の方針

- ・ 県や保健所設置市による総合調整・指示

【主な新規追加項目】

第5章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

- ・ 県と保健所設置市の連絡体制の整備、県による市町村間の連絡調整

第6章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究の推進

- ・ 医師による感染症発生届等の電磁的方法による報告
- ・ 情報の収集に当たり、地域に特徴的な発生動向や感染症の特性に応じた取組

第7章 感染症に関する人材の養成及び資質の向上

- ・ 県によるIHEAT要員への支援体制の確保
- ・ 協定締結医療機関による職員に対する研修・訓練の実施
- ・ 県及び保健所設置市による研修・訓練の実施

第8章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- ・ 保健所における人員体制等の整備、IHEAT要員の活用を想定した準備
- ・ 保健所業務の効率化の積極的な推進
- ・ 応援職員の協力を求める人材に対する研修・訓練の実施

第9章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重

- ・ 県による、患者等への差別、偏見の排除、感染症予防についての正しい知識の定着等に係る取組
- ・ 保健所による感染症についての情報提供、相談等のリスクコミュニケーションの努め
- ・ 関係機関による個人情報流出防止

第10章 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保（新規事項なし）

第11章 その他の感染症の予防の推進

- ・ ワンヘルス・アプローチによる動物由来感染症対策の実施
- ・ 「薬剤耐性対策アクションプラン」に基づく抗菌薬の適正使用の適切な方策

「第2部 新興感染症各論」の概要（1/8）

新型コロナウイルス感染症の経過

〔概要〕

- 全体的な振り返りとして、感染の波ごとの状況や陽性者数等の基本データ等を記載。

第1 入院医療体制

〔課題〕

- 新興感染症の発生時に速やかに医療提供体制を確保し、感染拡大局面においては、一部医療機関への入院集中、感染症医療以外への影響を防ぐとともに、医療従事者の確保を図る必要性がある。

〔具体の取組〕

- 県と医療機関が病床確保に係る協定を締結するとともに、医療機関の役割分担を明確化し、実効的な準備体制を構築する。

〔指標〕

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値 (R11 (2029))
確保病床数	流行初期（発生の公表～3か月）	460床	98床
	流行初期以降（公表後6か月まで）		460床

【指標設定の考え方】

国準拠

※ 新型コロナウイルス感染症
対応時の最大の対応実績

第2 外来医療体制

〔課題〕

- 新興感染症の発生時には、流行初期及びそれ以降の各時期において、各地域で受診が想定される発熱患者に対応する発熱外来が設置される体制を整備する必要がある。

〔具体の取組〕

- 県と医療機関が発熱外来の設置に係る協定を締結し、実効的な準備体制を構築する。

〔指標〕

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値 (R11 (2029))
発熱外来 医療機関数	流行初期（発生の公表から3か月）	429機関	72機関
	流行初期以降（公表後6か月経過後）		429機関

【指標設定の考え方】

国準拠

※ 新型コロナウイルス感染症
対応時の最大の対応実績

第3 自宅療養者等への医療提供体制

【課題】

- ・ 新興感染症の発生・まん延時において、軽症者等は入院せずに自宅や高齢者施設等で療養を行うことができるよう、自宅療養者等に対する医療機関の役割分担を明確化し、体制を確保しておく必要がある。
- ・ 高齢者施設等については、入所者の症状や個々の状況等に応じて施設内で療養する場合もあることから、全ての施設において、医師・看護師等による往診・派遣を受けることができる協力医療機関を確保するよう、平時から取組を進める必要がある。

【具体の取組】

- ・ 県と医療機関が自宅療養者等に対する医療協定を締結し、実効的な準備体制を構築する。
- ・ 往診やオンライン診療等を担う病院・診療所、医薬品配送や服薬指導を担う薬局、訪問看護を担う訪問看護事業所の拡大に取り組みとともに、これらの医療機関が連携して対応できるよう、医師会等の関係団体を含めた連携・協力体制を構築する。

【指標】

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
自宅療養者への医療の提供を行う医療機関数	病院・診療所	182機関	182機関以上
	薬局	335機関	360機関
	訪問看護事業所	27機関	27機関以上

【指標設定の考え方】

県独自

※ 研修会等の実施により、オンライン診療等を実施する医療機関の増加が見込まれるため

第4 後方支援体制

【課題】

- ・ 通常医療との両立を図りつつ、新興感染症に対応する医療提供体制を確保することから、地域において必要な医療機関の機能や役割を確認し、医療提供体制の確保を図る必要がある。

【具体の取組】

- ・ 県と医療機関が、新興感染症患者等への医療を提供する医療機関に代わって一般医療に対応する後方支援の協定を締結し、実効的な準備体制を構築する。
- ・ 確保病床を有する医療機関との連携体制を平時から構築し、新興感染症発生・まん延時における感染症患者の受入能力拡大と通常医療の両立を図る。

【指標】

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
後方支援医療機関数	流行初期以降（公表後6か月まで）	67機関	67機関

【指標設定の考え方】

国準拠

※ 新型コロナ対応で確保した最大規模の対応

「第2部 新興感染症各論」の概要（4/8）

第5 医療人材の派遣

〔課題〕

- ・ 感染症の発生及びまん延時に、人員確保が困難となった医療機関や他都道府県等に対し、速やかに医師や看護師等の医療人材を派遣できる体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

〔具体の取組〕

- ・ 県と医療機関が医療人材の派遣に係る協定を締結し、実効的な準備体制を構築する。

〔指標〕

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
人材派遣の 確保人数	協定締結医療機関数（参考）	14機関	42機関
	合計	67人	81人
	医師	11人	11人
	看護師	42人	56人
	その他職種	14人	14人
	【再掲】県外への派遣可能人数	25人	25人
	(1) 感染症医療担当従事者	42人	56人
	医師	7人	7人
	看護師	31人	45人
	その他職種	4人	4人
	県外への派遣可能人数	14人	14人
	(2) 感染症予防等業務対応関係者	25人	25人
	医師	5人	5人
	看護師	12人	12人
	その他	8人	8人
県外への派遣可能人数	5人	5人	
(3) DMAT（医師、看護師、その他）	9人	9人	
(4) DPAT（医師、看護師、その他）	調整中	調整中	

【指標設定の考え方】

県独自

※ 研修会の開催や訓練等により、協定締結医療機関の増加と派遣可能な医療人材の確保が見込まれるため

第6 個人防護具の備蓄

〔課題〕

- ・ 新興感染症が発生した場合の個人防護具の需給のひっ迫に備え、県や医療機関などにおいて、平時から個人防護具を計画的な備蓄や確保を進める必要がある。

〔具体の取組〕

- ・ 県と医療機関が個人防護具の備蓄に係る協定を締結し、診療等の継続が可能な体制を構築する。

〔指標〕

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数	2か月以上分の個人防護具を備蓄する医療機関の割合	52.3%	80.0%

【指標設定の考え方】

国準拠

※国が目標とする医療機関での個人防護具の備蓄率は全国共通であるため

第7 入院等搬送調整及び患者の移送

〔課題〕

- ・ 平時から、医療機関の機能等に応じた役割分担を進め、患者や感染状況等に応じた調整先医療機関を明確化する必要があり、地域においては、平時より保健所及び消防機関の連携について確認しておくことが望まれる。

〔具体の取組〕

- ・ 二次医療圏を越える入院・搬送調整等の実務を担当する組織の設置等について関係機関で協議・検討し、有事の際に速やかに対応できるよう準備し、患者や感染状況等に応じた調整先医療機関を明確化するため、平時から協議を行う。

〔指標〕

なし（本県独自の項目であり、感染症法上の規定なし）

【指標設定の考え方】

設定しない

※国の基本指針による指標設定の対象外

「第2部 新興感染症各論」の概要（6/8）

第8 検査体制の整備

【課題】

- 新興感染症の流行初期以降、民間検査機関等や医療機関での検査が中心となっていくことが想定されることから、行政検査に協力可能な機関について、あらかじめ協議しておく必要がある。

【具体の取組】

- 県と民間検査機関等が、検査需要拡大時（流行初期以降6か月）の検査の実施に係る協定を締結する。

【指標】

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
検査の実施件数（実施能力）、環境保健研究センターにおける検査機器数	環境保健研究センターのPCR検査機器数	5台	5台
	検査の実施能力 流行初期（発生の公表から1か月）計	240（件/日）	240（件/日）
		環境保健研究センター	240（件/日）
	医療機関、民間検査機関	0（件/日）	0（件/日）
	検査の実施能力 流行初期以降（公表後6か月まで）計	4,802（件/日）	4,802（件/日）
		環境保健研究センター	240（件/日）
医療機関、民間検査機関	4,562（件/日）	4,562（件/日）	

【指標設定の考え方】

国準拠

※新型コロナウイルス感染症の患者が最も多かった令和4年12月の体制であり、国の新興感染症発生時の想定を上回るため

第9 宿泊施設の確保

【課題】

- 新興感染症患者の療養を行うという観点から、徹底した安全確保と、事業者や周辺地域への丁寧な説明が必要であることから、平時において、感染対策が可能な宿泊施設の確保、周辺地域への説明、オペレーションの検討等の必要がある。

【具体の取組】

- 感染対策が可能で宿泊療養施設としての運営が可能な施設を有する事業者と協定を締結し、実効的な準備体制を構築する。

【指標】

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
宿泊施設の確保居室数	流行初期（発生の公表後1か月）	370室	85室
	流行初期以降（公表後6か月まで）		370室

【指標設定の考え方】

国準拠

※新型コロナ対応時の最大の需要に対応するため

「第2部 新興感染症各論」の概要（7/8）

第10 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練

〔課題〕

- ・ 新興感染症の発生に備えた、感染対策に係る研修・訓練を実施している医療機関が限られている。
- ・ 県等で感染症の知識を習得した職員を継続して育成し、感染症対応職員を保健所等で有効に活用する必要がある。

〔具体の取組〕

- ・ 県や保健所は、医療機関に対して感染症対応に係る研修への参加や訓練の実施を働きかけ、医療機関などの職員の研修・訓練の参加機会の拡大に努める。
- ・ 保健所は、毎年、保健所等の職員、地域の医療機関及び高齢者施設等の関係者向けの研修・訓練を開催する。

〔指標〕

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値（R11(2029)）
医療従事者や保健所職員 の研修・訓練回数	研修・訓練を（1年1回以上）実施又は職員を参加させる機関数	353機関	協定締結医療機関数
	全協定締結医療機関数（参考）	480機関	協定締結医療機関数
	達成率（%）	73.50%	100%
	保健所による研修の実施回数	6回	3回
	保健所職員向け	—	2回
	高齢者施設向け	—	1回
	県等による研修の実施回数	3回	3回
国立感染症研究所等が実施する研修・訓練に職員を参加させた回数	3回	3回	

【指標設定の考え方】

国準抛 + 県独自

※ 国の目標が「全ての医療機関」や「全ての職員」を対象としているため

※ 高齢者施設の感染拡大防止のため、県独自に高齢者施設向け研修会の指標を追加

「第2部 新興感染症各論」の概要 (8/8)

第11 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保

【課題】

- ・ 新興感染症の発生に備え、保健所の応援体制を確保・維持するとともに、業務の更なる外部委託の検討を進める必要がある。
- ・ IHEAT要員を十分に確保し、年1回以上実践的な訓練等の研修を受講させることが求められている。

【具体の取組】

- ・ 県は、新興感染症の発生に備え、支援体制の確保・維持に取り組むとともに、広域振興局内の応援体制の整備を進める。
- ・ IHEAT要員を確保するため周知に努めるとともに、年1回は研修を受講できるよう体制を整備する。

【指標】

	目標項目	コロナ対応参考値	目標値 (R11(2029))
保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数	流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数 計	251人	251人
	盛岡市保健所	60人	60人
	県央保健所	26人	26人
	中部保健所	30人	30人
	奥州保健所	20人	20人
	一関保健所	25人	25人
	大船渡保健所	19人	19人
	宮古保健所	23人	23人
	釜石保健所	18人	18人
	久慈保健所	14人	14人
	二戸保健所	16人	16人
	IHEAT登録者 計	40人	52人
	盛岡市保健所	23人	23人
	県央保健所	8人	8人
	中部保健所	2人	3人
	奥州保健所	5人	5人
	一関保健所	2人	3人
	大船渡保健所	0人	2人
	釜石保健所	0人	2人
	宮古保健所	0人	2人
久慈保健所	0人	2人	
二戸保健所	0人	2人	
IHEAT要員の研修受講者数 (受講割合)	28 (70.0%)	52 (100%)	
盛岡市保健所(盛岡市在住者)	17 (73.9%)	23 (100%)	
県保健所(盛岡市以外在住者)	11 (64.7%)	29 (100%)	

【指標設定の考え方】

国準拠

※ 令和4年1月の感染急拡大時に対応可能な人員数であり、さらに業務の外部委託も想定するため

盛岡市感染症予防計画 素案の概要

「盛岡市感染症予防計画」の概要

1 趣旨

感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」と言う。）の改正（令和4年法律第96号）により、保健所設置市においても予防計画の策定を義務付けられ、令和6年4月1日施行に向けて、盛岡市感染症予防計画（以下、「市計画」という。）の策定を行うもの。

2 目的

新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、「総合的な推進を図るための基本的な計画」を策定し、平時から関係者の役割分担や準備を着実に進め、次の感染症危機に対応することを目的とする。

3 計画期間

令和6年4月1日～（終期設定なし）

県の動向を踏まえ見直しを行うほか、病原体等の検査の実施体制等の特定事項は、少なくとも3年ごと、それ以外の内容については、少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要に応じ見直しを行う。

4 計画の概要

(1) 市計画を策定にあたり

次の2点に留意し市計画を策定する。

ア 市計画は、県が感染症対策部会及び感染症医療体制部会で議論し、策定した県策提案を基に、市として整合性を取って策定する。

イ 健康危機対処計画、地域保健法及びその他関係法令等と整合性を図り策定する。

(2) 計画に盛り込む内容について

第1部 総論(県計画：第1部)

感染症への対応に対する全般的な考え方を記載。

第1章 総則(県計画：第1章)

計画の目的、感染症対策の推進の基本的な方針等を記載。

第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策(県計画：第2章)

感染症の発生予防対策、感染症発生動向調査等を記載。

第3章 感染症に係る医療提供体制(県計画：第3章)

感染症に係る医療を提供する体制の確保(基本的な考え方)、感染症の患者の移送のための体制の確保の方策等を記載。

※感染症指定医療機関の確保等については、市予防計画には記載を行わないが、県計画に即して対応する。

- 第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互の連絡体制の確保を含む。）に関する事項(県計画：第5章)
緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策、緊急連絡体制の確保等を記載。
- 第5章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究の推進(県計画：第6章)
情報収集、調査研究の推進、関係機関及び団体との連携等を記載。
- 第6章 感染症に関する人材の養成及び資質の向上(県計画：第7章)
感染症に関する人材の養成及び資質の向上等を記載。
- 第7章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保(県計画：第8章)
保健所の体制整備、応援派遣等を記載。
- 第8章 感染症に関する予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重(県計画：第9章)
予防普及啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重のための方策等を記載。
- 第9章 その他の感染症の予防の推進(県計画：第11章)
施設内感染の予防、災害防疫等を記載。

第2部 新興感染症対応編（県計画：第2部）

新型コロナウイルス感染症の振り返り、指標等を記載。

第1章 新興感染症に係る対応（県計画：第1章）

新型コロナウイルス感染症の振り返りを記載

第1 検査体制の整備（県計画：第8）

課題、今後の取組方針を記載。

第2 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練（県計画：第10）

課題、今後の取組方針を記載。

第3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保（県計画：第11）

課題、今後の取組方針を記載。

第2章 計画の指標（県計画：第2章）

市計画に盛り込む項目は、次の3項目であり、指標設定に当たっては、県計画において設定した指標に即して設定を行う。

ア 検査体制の整備（県計画：第8）

イ 医療従事者や保健所職員の研修・訓練（県計画：第10）

ウ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保及びIHEAT要員の確保（県計画：第11）

なお、次の内容については、県計画に市数値を含んだ事項により、市で単独での設定は行わないもの、県の指標に基づき行動を行う。

- ア 入院病床の確保(県計画：第1)
- イ 発熱外来の設置(県計画：第2)
- ウ 自宅療養者等への医療の提供(県計画：第3)
- エ 後方支援医療機関の確保(県計画：第4)
- オ 医療人材派遣(県計画：第5)
- カ 個人防護具の備蓄(県計画：第6)
- キ 宿泊施設の確保(県計画：第9)

5 その他

(1) 県計画との相違点について(市独自記載)

前述 4 (1) ア記載のとおり、県策定案に即して策定を行うものであり、市独自記載はない。

(2) 策定後の進捗管理について

県が設置する感染症連携協議会の場において、毎年度、県の報告に合わせ、市の状況を報告。取組状況を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り実施状況について検証を行っていく。

盛岡市感染症予防計画の構成（案）



1 岩手県感染症予防計画（現行）	2 岩手県感染症予防計画（改定案）	3 盛岡市感染症予防計画による項目
第1部 総論編（岩手県保健医療計画と重複しない部分）		
第1章 総則	第1章 総則	○
第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策	
第1 感染症の発生予防対策	第1 感染症の発生予防対策	○
第2 感染症のまん延防止のための施策	第2 感染症のまん延防止のための施策	
第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	第3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	○
第3章 感染症に係る医療提供体制	第3章 感染症に係る医療提供体制	
	第1 感染症に係る医療を提供する体制の確保	
	第2 感染症の患者の移送のための体制の確保	○
	第3 宿泊施設の確保	○
	第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	○
—	第5 感染症対策物資等の確保	
—	第4章 総合調整又は指示の方針	
第4章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	第5章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	○
第5章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	第6章 感染症及び病原体等に関する調査、研究の推進	○
第6章 感染症に関する人材の養成と確保	第7章 感染症に関する人材の養成と確保	○
—	第8章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	○
第7章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	第9章 感染症に関する予防普及啓発及び感染症の患者等の人権の尊重	○

1 岩手県感染症予防計画(現行)	2 岩手県感染症予防計画(改定案)	3 盛岡市感染症予防計画による項目
第9章 その他の感染症の予防の推進	第11章 その他の感染症の予防の推進	○
第2部 新興感染症対応編(岩手県保健医療計画と重複する部分)		
—	第1章 新興感染症に向けた県の対応	○
—	① 入院病床の確保(指標No.1)	
—	② 発熱外来の設置(指標No.2)	
—	③ 自宅療養者への医療の提供(指標No.3)	
—	④ 後方支援医療機関の確保(指標No.4)	
—	⑤ 医療人材派遣(指標No.5)	
—	⑥ 医療機関での個人防護具の備蓄(指標No.6)	
—	⑦ 入院等搬送調整(指標なし)	
—	⑧ 検査体制の整備(指標No.7)	○
—	⑨ 宿泊施設の確保(指標No.8)	
—	⑩-1 医療従事者の研修・訓練(指標No.9-1)	○
—	⑩-2 保健所職員の研修・訓練(指標No.9-2)	○
—	⑪-1 保健所の感染症対応業務を行う人員確保(指標No.10-1)	○
—	⑪-2 IHEAT要員の確保(指標No.10-2)	○
—	第2章 計画の指標	○

1 岩手県感染症予防計画(現行)	2 岩手県感染症予防計画(改定案)	3 盛岡市感染症予防計画による項目
—	① 入院病床の確保(指標No.1)	
—	② 発熱外来の設置(指標No.2)	
—	③ 自宅療養者への医療の提供(指標No.3)	
—	④ 後方支援医療機関の確保(指標No.4)	
—	⑤ 医療人材派遣(指標No.5)	
—	⑥ 医療機関での个人防护具の備蓄(指標No.6)	
—	⑦ 入院等搬送調整及び患者の移送(指標No.7)	
—	⑧ 検査体制の整備(指標No.8)	○
—	⑨ 宿泊施設の確保(指標No.9)	
—	⑩-1 医療従事者の研修・訓練(指標No.10-1)	○
—	⑩-2 保健所職員の研修・訓練(指標No.10-2)	○
—	⑪-1 保健所の感染症対応業務を行う人員確保(指標No.11-1)	○
—	⑪-2 IHEAT要員の確保(指標No.11-2)	○
岩手県感染症予防計画の対象外		

岩手県蚊媒介感染症対策行動計画（案） の概要について

岩手県蚊媒介感染症対策行動計画の構成と改定

1 計画の構成

- 第1 初めに
- 第2 基本的な方針
 - 1 計画の基本的な考え方
 - (1) 根拠
 - (2) 対象感染症
 - (3) 基本的な考え方
 - 2 計画の目的
 - 3 発生段階の考え方及び推進体制
 - (1) 発生段階の考え方
 - (2) 対策推進体制
 - 4 各主体の役割と連携
- 第3 発生段階における対策
 - 1 県内未発生時の対策
 - (1) 対策推進体制
 - (2) 発生動向調査の体制整備
 - (3) 医療提供体制に関する支援
 - (4) 蚊の対策
 - (5) 県民への予防方法の普及啓発

- 2 県内発生時の対策
 - (1) 対策推進体制
 - (2) 発生動向調査の体制の強化
 - (3) 医療提供体制への継続支援
 - (4) 蚊の対策
 - (5) 県民への予防方法の普及啓発

2 改定の根拠及び改定の概要

- (1) 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針
【行動計画改定の概要】
 - ① ネットイシマカの国内定着の危惧の追加
 - ② 蚊の生息に適した地点の例の追加
 - ③ 蚊の駆除を行う場合の適切な事業者の選定等
- (2) デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の
手引き
【行動計画改定の概要】
 - ① ジカウイルスが性行為で感染することに係る所要の改正

岩手県感染症予防計画改定スケジュール

時期	岩手県感染症連携協議会	岩手県感染症医療体制部会		岩手県感染症対策部会	岩手県 感染症予防計画	盛岡市 感染症予防計画
			結核病床あり方検討会			
R5.6.19	第1回岩手県感染症連携協議会	第1回岩手県感染症医療体制部会				
R5.7.25			結核病床あり方検討会（第1回）			
R5.8.9		計画指標の意見照会（第1回）	↑	計画指標の意見照会（第1回）	↑	骨子案
R5.8.23		意見照会の回答期限（第1回）		意見照会の回答期限（第1回）		
R5.9.26		第2回岩手県感染症医療体制部会			素案	
R5.10.3				第1回岩手県感染症対策部会		
R5.10.16		計画素案の意見照会（第2回）	↑	計画素案の意見照会（第2回）		↑
R5.10.27		意見照会の回答期限（第2回）		意見照会の回答期限（第2回）		
R5.11月中旬	第2回岩手県感染症連携協議会 （R5.11.22 オンライン開催）	第3回岩手県感染症医療体制部会 （R5.11.15 書面開催）	結核病床あり方検討会（第2回） （R5.11.17 書面開催）	第2回岩手県感染症対策部会 （R5.11.15 書面開催）	中間案	骨子案
R5.11月下旬	パブリックコメント・関係団体等からの意見照会					
R6.1月中旬	第3回岩手県感染症連携協議会				最終案	最終案
R6.3月	岩手県感染症予防計画の改定				改定	策定

岩手県結核予防計画 : 令和6年度改定予定（国の「特定感染症予防指針」の改定が令和6年度の見込のため）
 岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画 : 令和6年度改定予定（国の「政府行動計画」の改定が令和6年夏頃の見込のため）